

「清流の恵み」鮎どんぶりのロゴマーク利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「清流の恵み」鮎どんぶりのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用した鮎どんぶりに関するポスター、チラシ等による「清流の恵み」鮎どんぶりの広報等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ロゴマーク

「清流の恵み」鮎どんぶりに関するロゴマークとする。

(2) 「清流の恵み」鮎どんぶり

鮎及び岐阜県産の食材2品以上を一つの器の中に盛りつけて食することができる食事（飯物以外も含む。）とする。

(利用承認)

第3条 ポスター、チラシ等にロゴマークを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ岐阜県よろず支援拠点のチーフコーディネーター（以下「チーフコーディネーター」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合

(2) その他チーフコーディネーターが適当と認める場合

(利用承認の申請)

第4条 申請者は、利用承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、チーフコーディネーターに提出しなければならない。

(1) 申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他の団体等である場合に限る。）

(2) その他必要と認める書類

(利用承認書の交付等)

第5条 チーフコーディネーターは、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条の利用承認（以下「利用承認」という。）を行うことができる。

(1) 「清流の恵み」鮎どんぶりのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(2) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる場合

(3) 岐阜県よろず支援拠点の信用又は品位を害すると認められる場合

(4) 第三者の利益を害すると認められる場合

(5) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が利用する場合

(7) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

(8) その他不相当と認める場合

2 チーフコーディネーターは、利用を承認する場合は、利用承認書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 チーフコーディネーターは、利用を承認する場合に、条件を付すことができる。
- 4 チーフコーディネーターは、申請者が前条の規定による利用承認の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
- 5 チーフコーディネーターは、利用を承認しない場合は、利用不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第6条 ロゴマークの利用期間は、承認の日から3年を経過する当該年度末までとし、利用期間の満了後に引き続き利用しようとするときは、改めて利用承認を受けなければならない。

（利用料）

第7条 ロゴマークの利用料は無料とする。

（遵守事項）

第8条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、ロゴマークの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ポスター、チラシ等に「清流の恵み」及び「鮎どんぶり」の二つの用語を必ず併記する。
- (2) 利用承認を受けた内容のみに利用すること。また、利用承認に際して、「このロゴマークは品質を保証するものではない」と記載すること等、チーフコーディネーターによる条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 利用承認を受けたメニューに関するポスター、チラシ等の完成品を、完成後30日以内にチーフコーディネーターに提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他状況が分かる資料を提出すること。
- (4) 利用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (7) メニュー開発等を第三者に委託する場合は、受託者がこの要領の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (8) 飲食物の製造及び販売に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかにチーフコーディネーターに報告すること。
- (9) 他者によるロゴマークの無断利用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかにチーフコーディネーターに報告すること。

（利用承認の取消し等）

第9条 チーフコーディネーターは、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、利用者に対しポスター、チラシ等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者がこの要領又は利用承認の条件に違反したとき。
 - (2) 第4条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 利用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他ロゴマークの利用を継続することが不適當であると認められたとき。
- 2 前項の規定により利用承認が取り消された場合において、利用者は、利用承認を取り消された日からロゴマークを利用することができないものとする。
- 3 チーフコーディネーターは、第一項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第10条 利用者は、ロゴマークの利用を中止しようとするときは、利用中止届（別記第4号様式）をチーフコーディネーターに提出しなければならない。

(利用状況の報告等)

第11条 チーフコーディネーターは、利用者にロゴマークの利用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占等)

第12条 この要領による利用承認は、利用者が独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではなく、かつ、飲食物又は利用者について岐阜県よろず支援拠点による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第13条 チーフコーディネーターは、ロゴマークの利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、飲食物の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、チーフコーディネーターは損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がロゴマークの利用に際して、故意又は過失によりチーフコーディネーターに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をチーフコーディネーターに賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、チーフコーディネーターが別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。